

申請書等の押印見直し指針

行政手続きの簡素化及び市民の利便性の向上を図るため、個人、事業者が行う申請手続き等において、市民等に求めている申請書の氏名欄の認印（個人における登録された実印又は法人における登録された代表者印以外のもの）の押印について、次の判断基準により見直しを実施する。

《 判断基準 》

1 押印が必要なもの

(1) 地方自治法第 234 条第 5 項により記名押印が義務付けられている契約書

- ・ 契約書には協議書、覚書などで双方が記名押印を行う契約書としての性質を備えているような場合を含む。
- ・ 契約書に基づく「口座振替（送金）申請書」、委任状、請求書、領収書等を含む。

(2) 平戸市入札参加資格者に対して、登録印の押印を義務付けている入札・見積り・契約の締結及び契約代金等の請求受領等に係るもの

(3) 上記以外の国及び県の法令・条例・通知等により押印が義務付けられているもの

- ・ 国や県に限らず本市以外の組織・団体から押印が義務付けられているものを含む。
- ・ 国や県が押印欄のある様式を定めている場合でも押印が義務付けられていない場合を含まない。
- ・ 国及び県の法令・条例・通知等により押印が義務付けられているものに基づく「口座振替（送金）申請書」、委任状、請求書、領収書等を含む。

2 署名が必要なもの（氏名の記載にあたり自署である必要があるもの）

(1) 国及び県の法令・条例・通知等により署名が義務付けられているもの

- ・ 署名又は記名押印の選択制としているものを含む。

(2) 本人の意思による申請であることを署名により担保する必要性があるもの

- ア 手当支給申請書など金銭等の給付を伴う申請で、本人以外に給付してしまうおそれのあるもの
 - ・ 振込先が本人口座に限られる場合を含まない。

- イ その他、許可申請書など本人や第三者に不利益が生じるおそれのあるもの

(3) 診断書、意見書、証明書など本人以外が作成する申請書の添付書類で、当該書類の記載が作成者の意思によるものであることを署名により担保する必要性があるもの

※ 個人、個人事業者、法人格のない団体については、本人（代表者）が手書きしない場合は記名押印も可とする。

※ 法人については、原則として記名押印とする。

※ 署名された申請書を訂正する場合は、原則として、訂正署名によることとする。

3 押印も署名も必要ないもの（代筆や印刷されたものなどの記名でも良いもの）

(1) 本人の意思による申請であることを押印や署名により担保する必要性がないもの

- ア 施設の利用申込み、閲覧・縦覧の申請書など対象が不特定の者で押印や署名を求めてまだ本人の意思による申請であることを担保する必要性がないもの

- イ 届出事項の変更など単に事実・状況を把握することのみを目的としているもの

（ 参 考 ）

個人における登録された実印又は法人における登録された代表者印————— 押印（押印見直し対象外）

認印 ———— 判断基準 1 に該当 ————— 押印

— 判断基準 2 に該当 ———— 個人、個人事業者、法人格のない団体 ———— 署名（本人が手書きしない場合は、記名押印も可）

— 法人 ————— 押印

— 判断基準 3 に該当 ————— 記名

署名：自己の氏名を手書き（自署）すること

記名：自己の氏名を手書き（自署）するのではなく、代筆や印刷されたものなどにより氏名を記すこと